

荊田町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱

平成28年11月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額(以下「第1号事業支給費」という。)及び同号に規定する市町村が定める割合(以下「第1号支給費割合」という。)を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第2条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第4条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 訪問型サービスA 10円
- (2) 通所型サービスA 10円
- (3) 通所型サービスC 10円
- (4) 介護予防ケアマネジメントA 10円
- (5) 介護予防ケアマネジメントC 10円

(端数処理)

第5条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費割合)

第6条 第1号事業支給費割合は、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2柱書に規定する政令で定める額以上である法施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位表

1 訪問型サービスA事業費（1回につき）

(1) 訪問型サービスA事業費 225 単位

注1 利用者に対して、指定事業所の訪問介護員等が苅田町介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業多様なサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年11月28日決裁）に規定する訪問型サービスAを行った場合に算定する。

2 訪問型サービスAは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、利用者の補助的行為を中心に、日常生活に必要な生活支援（身体介護を含まない）を行い、1回1時間程度とする。

3 自分でできることを増やし、生きがいづくり、出番づくり、役割づくりなど、目的意識を持ち自立した生活ができるよう支援する。

2 通所型サービスA事業費（1回につき）

注 苅田町介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業多様なサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年11月28日決裁。以下「第1号通所事業運営基準要綱」という。）に適合している通所型サービスA事業所において、利用者に対して、第1号通所事業運営基準要綱に規定する通所型サービスAを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位を算定する。

(1) 介護予防身体機能向上型デイサービス 事業費 325 単位

引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、身体機能および生活機能の維持又は向上を図り、利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけられるよう支援する。

(2) 介護予防ミニデイサービス 事業費 315 単位

体操やレクリエーション等による介護予防を通し、利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけられるよう支援する。

別表第2（第3条関係）

第1号事業介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 430 単位

注 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメントA事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントA計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントA支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

2 介護予防ケアマネジメントC（初回のみケアマネジメント）

介護予防ケアマネジメントC費（1回につき） 430 単位

注 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントC支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。